

## 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行されることに伴い、同日をもって現行の健康保険証の新規発行が終了となり、段階的に個人番号カード又は資格確認書（個人番号カードを健康保険証として利用しない者に対して交付される被保険者資格の情報などを記載した書面）に移行することとなった。

そのため、令和6年12月2日以降の期限切れにより失効となった教育職員普通免許状の再授与に当たり、自動車若しくは原動機付自転車の運転免許証又は旅券を保有せず、健康保険証を個人番号カード又は資格確認書に移行した者についても本人確認手段を確保し、申請書類を引き続き簡素化できるようにするため、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

本人確認書類に、個人番号カードの表面及び資格確認書を加える。（第2条第3項第4号関係）

### 3 施行期日

令和6年12月2日から施行する。